

やまがたインバウンド協議会規約

(名称)

第1条 本会は、やまがたインバウンド協議会と称する。

(目的)

第2条 本会は、外国人観光客の受入態勢の整備と外国人観光客の誘致活動を連携して実施することにより、計画的に国際観光地の形成を推進し、もって本県の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次に掲げる事業を行う。

- (1) 国際観光受入態勢の整備
- (2) 国際観光の振興に関する調査・研究
- (3) 関係機関・団体との連絡調整
- (4) 外国人観光客及び国際会議等の誘致活動
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 本会は、県、市町村及び観光に関連する事業者等をもって構成する。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹 事 15名以内
- (4) 監 事 2名

2 会長は、山形県知事をもって充てる。

3 副会長、幹事及び監事は、総会において選任する。

4 副会長、幹事及び監事の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

5 役員に欠員が生じたときは、会長が委嘱するものとし、その任期は前任者の残任期間とする。

(顧問)

第6条 本会に顧問を置くことができる。顧問は、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 幹事は、幹事会を構成する。

4 監事は、会計を監査する。

(総会)

第8条 総会は、会長が招集し、本会の事業計画、予算及び決算その他会長が必要と認めた事項を審議する。

(幹事会)

第9条 幹事会は、会長が招集し、会務の運営を審議する。

(専門部会)

第10条 本会に、専門部会を設置し、部会長を置くことができる。

2 専門部会は、部会長が招集し運営する。

(事務局)

第11条 本会の事務局を観光復活戦略課内に置く。

(会計)

第12条 本会の運営に要する経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 負担金の額は、別に定める。

(雑則)

第13条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、昭和63年9月9日から施行する。

附則

この規約は、平成15年5月7日から施行する。

附則

この規約は、平成18年5月10日から施行する。

附則

この規約は、平成22年5月19日から施行する。

附則

この規約は、平成28年6月15日から施行する。

附則

この規約は、令和2年6月22日から施行する。

附則

この規約は、令和3年6月11日から施行する。